

最高裁大法廷（裁判長・寺田逸郎長官）は19日、裁判所での審判で相続の取り分を決める「遺産分割」の対象に預貯金は含まないとしてきた判例を変更した。遺族間で争われた審判の決定で、「預貯金は遺産分割の対象に含む」とする初判断を示した。相続の話し合いや家庭裁判所での調停では預貯金を含めて配分を決した美態に沿う形に見直した。

（関連記事を社会面に）
裁判官15人の全員一致

預貯金も一緒に遺産分割対象に

最高裁が判例変更

遺産分割をめぐる判例の見直し

	これまでの 判例	19日の 大法廷決定
故人	預金 4000万円	預金・不動産・ 株など
相続人	2000 万円	まとめて 遺産分割 (協議や調停の 実務に沿う)

(預金は法定相続分を分配)

▶遺産分割 遺産相続が発生した場合、まずは相続人となる配偶者や子供らが財産の分け方を話しあう。当事者が合意すれば、民法が定める「子のいる配偶者2分の1」などの法定相続分と異なる場合や、審判でもできる。まとまらない場合は、家庭裁判所に遺産分割の調停ができる。

実態に合わせる

の結論。過去の判例は、じて相続人に振り分けるべきだ。法定相続の割合に応じて相続人に振り分けるべきだ。法定相続の割合に応じて相続人に振り分けるべきだ。

預貯金は不動産や株式など他の財産とは関係なく、法定相続の割合に応じて相続人に振り分けるべきだ。

「預貯金は法定相続分に含まれるケースが多く、こうした美態に沿う形に見直した。最近では2人

■今まで
遺産分割ができない相続でも、金融機関に法定相続分相当の預貯金の引き下しを請求すれば（金融機関に強く出ると、遺産分割協議書や遺言書がなくても）金融機関は支払に応じていました。

■今後
遺産分割協議ができないと、預貯金が引き下ろせないこともあり得ると予想されることが分かりました。

預貯金の引き下しについて判例変更

特定の遺族に多額の生前贈与があった場合の不公平な分配がしやすくなる。差し戻す決定をしたが、大法廷は二審の審理を三審・大阪高裁に